

維持管理に関する計画(No.1 廃棄物焼却炉)

1. 維持管理に関する点検項目について

構造物の状況、産業廃棄物の保管状況、処理状況について、日常及び月例点検を行います。

2. 技術管理者による主要設備の点検について

焼却炉の定期自主検査項目及び点検事項に基づいて、本体、燃焼装置、自動制御装置、付属装置等について、定期点検を行います。

3. 主要設備の機能維持について

電気事業法に基づく設備の保守・管理を実施します。

4. 産業廃棄物処理設備の維持管理

(1)排ガス性状(SO_x、NO_x)は24時間連続測定します。

(2)燃焼室温度、排ガス温度及びCO濃度は24時間連続測定します。

(3)設備の定期自主検査を1回/4ヶ月実施します。

(4)燃料別の使用量を日々管理し処理能力を超えないようにします。

(5)受入れる産業廃棄物の水分を日々管理します。

(6)施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行います。

(7)産業廃棄物が設備から流出する等の異常な事態が生じた場合は、直ちに施設の運転を停止するとともに、関係者に連絡し、流出した産業廃棄物の回収、その他の生活環境の保全上必要な措置を講じます。

(8)産業廃棄物の積替保管場所は、三方をコンクリート壁で囲み、ばいじん等の払出しは、灰加湿機でスプレー水を混練させることで飛散防止します。

(9)蚊・はえ等の発生の防止に努め、構内清掃を保持します。

(10)著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損わないように必要な措置を講じます。

(11)設備の維持管理に関する点検、検査、その他の措置記録を作成し、5年間保存します。

以上